

第9回（令和3年）野洲市農業委員会
総会議事録

令和3年9月13日開催

令和3年第9回野洲市農業委員会総会議事録

令和3年9月13日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和3年第8回野洲市農業委員会総会を開催する。

1. 出席委員 下記のとおり

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 清水 稔 |
| 5番 | 島村 平治 |
| 6番 | 北脇 広美 |
| 7番 | 苗村 善明 |
| 8番 | 辻 清子 |
| 9番 | 東郷 恵子 |
| 10番 | 石塚 健一 |
| 11番 | 森 恒仁 |
| 12番 | 有馬 和夫 |
| 13番 | 安田 健一 |
| 15番 | 飯田 百合子 |
| 16番 | 白井 嘉嗣 |
| 17番 | 前田美幸枝 |
| 18番 | 杉江 保彦 |
| 20番 | 吉川 久和 |
| 21番 | 青木 徹 |
| 22番 | 藤岡いづみ |
| 23番 | 田中 靖志 |
| 25番 | 井狩 憲一 |
| 26番 | 武浪 勘治 |

欠席

- | | |
|-----|--------|
| 2番 | 小森 貴夫 |
| 3番 | 坂口 茂 |
| 4番 | 辻川 清太郎 |
| 14番 | 市木 和雄 |
| 19番 | 岩井 正男 |
| 24番 | 小森 正人 |

会議に参加したる職員

農業委員会事務局長
主 幹

西村 拓巳
竹中 宏

議長 みなさま、ごくろうさまです。

総会に入ります前に、本日は総会終了後、農政部会を実施いたしますので、総会につきまして、議事が短時間に、スムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は、20名であります。

欠席は、2番 小森 貴夫委員、3番 坂口 茂委員、4番 辻川 清太郎委員、14番 市木 和雄委員、19番 岩井 正男委員、24番 小森 正人委員です。

よって、本総会が成立いたしました。ただいまから令和3年第9回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

6番 北脇 広美委員、7番 苗村 善明委員 を指名 いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第30号および議第31号を上程します。

議第30号 農地法第5条第1項の規定による申請について、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の1ページをご覧ください。

「議第30号 農地法第5条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は、8件です。

1件目から5件目までは寺院建設のための農地転用と目的が同じでありますので一括でご説明いたします。

三上●●●●番の畑地92,00㎡他11筆計1,866.91㎡について、●●●●氏他計5名の所有者から●●●●氏に寺院用地に転用するため寄付及び交換により所有権移転されるものです。なお、当該土地の内、2番の土地で三上●●●●番と同字●●●●番の現況地目雑種地の畑地2筆については、以前から雑種地となっていたことから、申請に当たって顛末書を提出していただいています。位置図は議案書5ページをご覧ください。

別紙1の添付資料の1をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、他法令では都市計画法が関係します。同寺院は、当該集落内にある寺で、建て替えに当たり現在の敷地では手狭であることから当該土地に移転新築されるものです。

当該土地の整備に当たっては、申請地全面を盛土され、雨水配水は、塩ビ管を用いて集水し申請地北側の水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

6件目は、吉川●●●●番の田577㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、農業用機械置場及び駐車場として転用するため、売買により所有権移転されるものです。位置図は議案書6ページをご覧ください。

別紙1の添付資料の2をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第1種農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。当該土地は、●●●●氏が所有する土地の隣接地で、所有地で農産物加工所及び直売店舗を計画されており、当該土地を同施設の駐車場用地及び自身が使用する農業機械置場として利用される計画です。

当該土地の整備に当たっては、申請地全面を盛土され、雨水配水は、側溝を用いて集水し申請地隣接の水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。なお、申請地に隣接する農地はありません。

7件目は、八夫●●●●番の現況地目用悪水路の田42㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、宅地と一体利用の排水設備用地として転用するため、売買により所有権移転されるものです。位置図は議案書7ページをご覧ください。

別紙1の添付資料の3をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第2種農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。当該土地は、●●●●氏の所有する田の専用排水路として使用されていましたが、別ルートで排水が可能となり当該土地が不要になったため、隣接地に住宅を所有する●●●●氏と話し合いの結果、転用して敷地と一体利用される計画です。

当該土地の整備に当たっては、隣接する宅地と一体利用され宅地用の排水施設を整備し、申請地隣接の水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

8件目は、北比江●●●●番の畑地132㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、駐車場に転用するため、売買により所有権移転されるものです。位置図は議案書7ページをご覧ください。

別紙1の添付資料の4をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。当該土地は、●●●●氏の居宅に隣接しており、居宅の駐車場が不足しているため駐車場用地として拡張するため転用される計画です。

当該土地の整備に当たっては、表土を鋤取りクラッシャー入れて整備され、雨水排水は自然浸透及び集水桝により申請地隣接の水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。
第14番市木委員は、欠席ですので事務局よりお願いします。

事務局長 市木委員より意見を預かっておりますのでご説明させていただきます。
●●●●氏は、当寺院の代表役員をしておられ、現在、当寺院は集落内にありますが、建て替えを行うに当たり、現在の敷地は、土砂災害警戒区域内にあり、かつ、手狭であることから当該土地に移転新築されるものです。
ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、20番 吉川 委員お願いします。

吉川委員 申請者の●●●●さんの所有地が左側にあり、現在、以前の保養所が建っておりますが老朽化のため解体し、農産物の直売所及び簡単な加工所を計画されております。そのための駐車場が必要となり隣の土地の●●●●さんとの話がまとまり、売買による所有権の移転となります。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 続きまして、6番 北脇 委員お願いします。

北脇委員 当該地は現在、排水路として使用していましたが、別ルートにても排水が可能となったため不要となり売却をされることとなりました。譲受人は隣接地の宅地の所有者で、既存宅地と一体利用をするため、今回、売買をすることとなりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続きまして、9番 東郷 委員お願いします。

東郷委員 申請者である●●●●さんは、実家にお住まいされており、自家用車の駐車スペースが不足となり、隣接している●●●●さんの土地を駐車スペースとして申請されるものです。申請地については、現在耕作されているものではなく、周りには住宅が建っている状況です。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

23番田中委員

田中委員 23番田中です。5番の案件についてお伺いしたいと思います。5番の三上●●●番ですけれども、ここで登記地目が畑地、現況が雑種地という地目になっています。その前の2番のところでは畑地が雑種地に替わっていることによって顛末書をもらっていますけれども、ここではもらっていない。顛末書が必要ではないか言う点。もう一つは教えていただきたい、参考になんですけども、契約内容で交換とありますけれどもどういう土地と交換されたのか、そこらへんが分かれば教えていただきたい。

事務局長 それでは事務局よりご説明いたします。2点ご質問いただきまして、まず交換地ですが、聞いている話ではございますが、寄付という形ではなくそれ以外の形で交換という形を取られたという風に聞いています。たぶん想像ではありますがお寺と関係のある方と関係のない方と言ったような差があるのではないかと考えています。もう一点の雑種地の部分でございますが、現地を見せていただいて、顛末書を頂いた雑種地については、既に駐車場用地的に利用されていた案件でありまして、こちらの方につきましては、そこまで主だった利用がなされたものではなかったもので、このままという形に判断させていただいた。

田中委員 雑種地に現況が替わっていて、顛末書を取るか取らないかの判断が今のご説明では不明確な気がする。というのは担当の判断がかなりここに入ってくるように思う。明確な基準というか考え方自身を整理された方がいいのではないかと、書類上で雑種地に替わっている中で利用の状況によって顛末書を取るか取らないかとなりますので、整理をされないと時々で判断が変わることとなると思います。それと、もう一点の交換なんですけれども、契約内容まで関わらないということでもよろしいでしょうか。このように書かれていると内容がわからないという気がするんですけども。

事務局長 一点目につきましては確かに確固たる基準を持つべきというご意見、確かにそのとおりでありますので、また事務局のほうで基準を定めさせていただいて運用していきたいと思っております。二点目につきましては、交換の部分ですが、ご指摘のように、それ以上深く聞いたりさせていただいていないのが実情です。

議 長 質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第30号の採決に入ります。お諮りいたします。議第30号について賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員挙手と認めます。よって議第30号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして議第31号 農用地利用集積計画について を議題とします。この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借(たいしゃく)関係の方につきましては意見および挙手をされないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の3ページをご覧ください。

「議題31号 農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第31号の採決に入ります。お諮りいたします。議第31号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員挙手と認めます。よって議第31号は議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

続きまして、日程第4報告案件にはいります。

報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を報告します。

事務局の報告を求めます。

事務局長 「報告第11号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」ご説明をいたします。案件は1件です。市三宅●●●●番の現況地目雑種地の田1,057㎡について、届出人の●●●●氏が、広場として利用するため転用されるものです。位置図は議案書8ページのとおりです。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前9時57分